

○財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年四月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

十 十
三 二

十 十
イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

五 額 五 額 平 ず
銭 面 銭 面 成 成
金 以 金 面 二 〇
額 上 額 百 十 四
百 の 百 年 四
円 そ 円 に 月
に れ づ づ 七
っ ぞ れ づ 十
き れ の き 七
百 一 百 一 日
円 六 十
十

(一) 年 二
は 募 〇
、 入 パ
払 込 決 一
金 額 の セ
出 額 に ン
し 加 知 ト
た え を
日 額 、 受
に を 次 け
払 第 の た
込 二 算 者

(二)

に 発 行 所 得 税 が いて、その利子
に 係 る 所 得 税 振 替 口 座 簿 収 入 簿
の 座 記 載 又 は 前 記 簿 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 乗 じ た 該
金 額 の 十 分 二 割 該 金 額
に 対 し 出 発 行 所 得 税 振 替 口 座 簿 算 式

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{28}{365}$$

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払場所

二十 入札参加

二十 払者

二十 払込期日

住者又は外国人である場合は、前記(一)の算式により算出された金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。

平成二十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 20}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成五十四年三月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年四月十七日